

# 八王子市公共工事の前払金取扱要綱

(趣旨)

第1条 八王子市契約事務規則（昭和39年八王子市規則第9号。以下「規則」という。）による公共工事の前払金に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(前金払の対象)

第2条 規則第51条第1項に規定する前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事のうち、保証事業会社が同法に基づき前払金の保証をする次に掲げるものとする。

- (1) 土木工事、建築工事、設備工事その他の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）
- (2) 前号に掲げる工事の設計及び調査（用地取得のための調査を含む。）で直接工事に関連するもの
- (3) 第1号に掲げる工事の用に供することを目的とする機械類の製造
- (4) 土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であって、測量法（昭和24年法律第188号）に規定する基本測量、公共測量並びに基本測量及び公共測量以外の測量
- (5) 第1号に掲げる工事に関する測量（用地取得のための測量を含む。）

(前金払の制限)

第3条 前条の規定により前金払の対象とされる公共工事であっても、次の各号のいずれかに該当するものについては、前払金を支払わない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1号に掲げる工事のうち1件の予定価格が200万円以下のもの
- (2) 前条第2号から第5号に掲げる設計、調査、機械類の製造、測量、地図の調整及び測量用写真の撮影のうち1件の予定価格が100万円以下のもの
- (3) その他前払金の支払いが必要ないと認める公共工事

(前払金のは数整理)

第4条 前払金に1万円未満のは数があるときは、そのは数金額は切り捨てるものとする。

(前金払の対象及び率等の明示)

第5条 前金払の対象とされる公共工事及び前金払の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(前払金に関する特約条項)

第6条 前払金を支払う公共工事の請負契約書には、次に掲げる事項を前払金に関する特約として付するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として前払金を支払うこと。
- (2) 前払金の請求手続に関する事。
- (3) 保証契約の変更に関する事。
- (4) 前払金を支払った場合における部分払の限度額に関する事。
- (5) 前払金の使途制限に関する事。
- (6) 保証契約が解除された場合等における前払金の返還に関する事。

(前払金の請求手続)

第7条 前払金の請求は、契約締結後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を市に提出させたうえで行わせるものとする。

2 前項にかかわらず、公共工事の着手時期を別に指定する場合その他契約資産部長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。

3 前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(前払金の使途制限)

第8条 前払金は、当該前払金に係る公共工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加又は返還)

第9条 前金払をした後に、設計変更その他の理由により契約金額が著しく増額された場合において、前払金を追加払するときにおける、当該追加払する前払金の額は、変更後の契約金額に規則第51条第1項に規定する前金払の率等を適用して算出した前払金額と既に支払済の前払金額との差額とする。

2 前金払をした後に、設計変更その他の理由により契約金額が著しく減額され、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の5を超える場合は、変更後契約金額の10分の5と既に支払済の前払金額との差額を返還させることとする。

3 第1項の規定により前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後第7条により保証契約変更後の保証証書を市に提出させたうえで、契約の相手方の請求により行うものとする。

4 第1項及び第2項に規定する場合において、残工期が30日未満のときその他契約資産部長が必要がないと認めるときは、前払金を追加せず、又は返還させないことができるものとする。

(前払金の返還)

第10条 前払金の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った前払金を返還させるものとする。

- (1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
- (2) 市との間の公共工事の請負契約が解除されたとき。
- (3) 前払金を当該前払金に係る公共工事に必要な経費以外の経費の支払いに充てたとき。

2 前項により前払金を返還させる場合において、当該公共工事の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

3 第1項により前払金を返還させる場合には、前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの率は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として徴収するものとする。

（保証契約の変更）

第11条 第9条第1項の規定により前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を市に提出させるものとする。

（債務負担行為等による前払金の支払時期の特例）

第12条 前払金は、債務負担行為又は継続費予算による公共工事についても、原則として初年度に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、その全部又は一部を翌年度以降に支払うことができるものとする。

（前払金を支払った場合の部分払の限度額）

第13条 前払金を支払った公共工事について部分払をするときは、次により計算して得た額を支払うものとする。

$$\text{部分払の金額} \leq \text{既済部分の代価} \times \left[ \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{契約金額}} \right]$$

附 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約分から適用する。
- 2 平成2年度において契約締結し、平成3年度において前払金の請求のあるものについては、なお従前の例による。
- 3 昭和50年6年4日施行の八王子市公共工事の前払金取扱要綱は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の八王子市公共工事の前払金取扱要綱第4の規定は、平成5年4月1日以後に支払う前払金について適用し、同日前に支払う前払金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、同日以後に公告または指名するものに適

用する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行し、同日以後に公告または指名するものに適用する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行し、同日以後に公告又は指名する公共工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年２月１日から施行し、同日以後に公告し、又は指名する公共工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行し、同日以後に契約を締結する公共工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行し、同日以後に契約を締結する公共工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行し、同日以後に契約を締結する公共工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行し、同日以後に契約を締結する公共工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行し、同日以後に契約を締結する公共工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行し、同日以後に契約を締結する公共工事に適

用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行し、同日以後に契約を締結する公共工事に適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から施行し、同日以後に行われる入札の公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日以前において行われた入札の公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 7 年（2025 年）9 月 1 日から施行し、同日以後に契約を締結する公共工事に適用する。